

令和5年度9月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和5年 9月21日（木）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 11名（欠席2名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩		4 服部 耕二
5 種 克也		7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 13名（欠席3名）

	2 服部 鉄也	3 高橋 道明	
5 沼田 高志	6 田中 昭文		8 東 廣司
9 富永 有作	10 三上 好文	11 小泉 幹雄	13 三田 誠
13 上田 義憲	14 藤田 兼一	15 山崎 勉	16 和田 清文

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	本日の欠席者ですけど、3 番の荒木委員さん。6 番の服部委員さんと、推進委員さんの山根推進委員さん、日高推進委員さん、和田保人推進委員さんが欠席だそうです。議事録署名者は2 番の沖田委員さん。3 番の荒木委員さんをお願いします。それでは議題の方に入っていきたいと思います。それではあの議題の方に入らしてもらいたいと思います。議案第1 号農地法第3 条の規定による許可申請について、今月は2 件上っとなります。事務局の方説明をお願い致します。
事務局	はい、失礼します。議案第1 号農地法第3 条の規定による許可申請について、今月は2 件です。申請番号 053-31 農地の所在地は鱒渕××、同じく鱒渕××、登記地目が畑、面積 70 m ² 、同じく鱒渕××、登記地目畑、面積 409 m ² です。3 条無償の所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は●●●●です。続きまして、申請番号 053-32 農地の所在地は矢上××、登記地目畑、面積 3360 m ² 。同じく矢上××、登記地目田、面積 2350 m ² 。同じく矢上××、登記地目田、面積 964 m ² 。同じく矢上××、登記地目田、面積 712 m ² 。3 条の無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。以上2 件です。
議長	はい。えっと、それではあの 053-31 の件について現地調査並びに現地聞き取り調査の結果を報告をして頂きたいと思うんですけど、服部委員さんが今日欠席ですが、田中推進委員さん・・・。
推6 番	はい。
議長	説明の方、お願いします。
推6 番	えーっと、申請番号 053-31 について説明致します。昨日、服部委員さんと受け人の●●●●さんと面談してまいりました。場所については、国道 261 号線を田所方面に向かって###があります。そこん所を右に曲がって、400m ぐらいの所の位置にあります。それで、話によりますと〇〇〇〇さんが、申請地の図面の上の家が空白の家があると思うんですけども、それを今年の5 月に解体されました。そして、もう、こっちの方に帰る事がないという事で、この畑を●●●●さんに譲りたいという話でした。まあ、去年の●●さんが長年耕作されてました田んぼを、〇〇さんから譲り受けておられますので事業で色々問題はないと思っております。よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございました。先程説明して頂きました、聞き取りの報告をして頂きましたけど、この件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手にて発言をお願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。この 053-31 について許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-32 の件に関しまして担当の植田委員さん、現地での調査及び聞き取りの報告をお願い致します。

9 番	はい、えっと、そうしましたら申請番号 053-32、3 条の無償での所有権移転の件について説明致します。3 ページの地図をご覧ください。地図上で、目立った所は分かりにくいんですが、右から右、上から下に下つとる中央の線が農道の北線という所で、3 条の 3 条に申請地と書いてありますがそれよりの方向へ 300m ぐらいと日和トンネルの下をくぐる方角の道路になります。上右半分、右側には矢上方面という事になります。理解の方すみません、よろしくお願いします。今回の申請の経緯はですけど、△△氏が千葉県在中なんですけども実家が矢上にありまして帰省する度に長年にわたり、引受人▲▲氏の勤めて勤務しておりました温泉施設を利用してありまして、その頃より親交がございまして現在までまだ至って、あの付き合いが至っております。その譲渡人の主人が 3 年前に亡くなりまして年齢的に奥さんも年齢的にも実家に帰る回数も減少したということ、自宅もなかなか帰って来れないと言うことで、帰りませんので老朽化が進んだという事から今回の事を色々説明する事を声を聞きまして、農地等の処分を考えられたという事になります。それで丁度そうふうな、なかなか、相手の方がそういう付き合い的な物がないので長年付き合った▲▲氏に引き受けをして頂くんだと、というような運びになったのが経緯でございます。しかし、▲▲氏は出羽の \$ \$ \$ の刈り入れもございまして、代表を従事しているゆうなことから地区を変えてなかなか矢上まで作業に耕作をするという事は実際難しいと思ひまして、本人が色々話をした結果、現在耕作されておられる方が、この土地なら今まで通っていて作業可能というような事で本件の引き受けの次第になった結果でございます。いっぺんでも、草刈り等の作業は可能と聞いておりますので進入路等への作業についてはできると思ひます。なお、この地図上で右あの地図で書いてある番地の中で、一番上の××××が実はこの、はじめの話で畑という事になっておりますが、この間地籍調査が完了しましたがそれにも関わらず畑となっておりますので、登記上は変えておりませんが、実際は水田として田んぼも利用中でございます。9 月 18 日に、引き受け人である▲▲氏と推進委員の小泉推進委員さんと同席の上現地の確認、経緯説明等の話を聞きまして可能じゃないかと判断しましたので審議の方よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。小泉推進委員さん。
推 11 番	はい。
議長	何か付け加えたい事ございますでしょうか？
推 11 番	えっと、植田委員さんの説明通りでございます。よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。では、053-32 の件に関しまして、どなたかご意見ご質問等がございましたら挙手の上発言をお願い致します。
2 番	はい。
議長	はい。
2 番	えっと、ちょっと事務局に聞きたいんですけど。
事務局	はい。
2 番	経緯の説明がありましたけど、1 番の××××の地目で登記地目は畑、現況は水稻をされとるということで、ここは現況地目は畑のままで載ってるというのは何か

事務局	理由があるん？ 特にありません。あの、基本的に数年前までは多分形状は水田の状態で畑として使用されておられたという事は聞いとります。えっと、今現在はその耕作者の方が辞められたという事で、水田で管理をされておられるという事になっとります。で、この段階での現況地目ですがちょっとデータの的には数年前ものが入っておりますので、その当時畑として現況地目で管理しとったというふうに思われます。まあ、あと登記地目の所変えないのかという所も若干あると思いますが、最近、先程の植田委員さんの説明にもありましたけども、直近で実は地籍調査が終わってます。あの、申請が多分この時出されたトータル2月くらいだったと思います。なので、えっと、地籍調査時点の所では、もしかしたら畑で使われてた状態であったのではないのかなあ、というふうに推察はされます。元々のこの地目の畑であったと思われますので、そのまま畑として登記化されたのではないかなあというような、す、すみません。これも全部推察なんですけど。されましたのでそのままのとして、うちとしては構わないでもいいのかなあというふうに思っとります。以上です。
議長 2番	はい。
議長 7番	いえいえ。
	はい、椿委員さん。
	あの、現在管理されてる方は、誰かいらっしゃるんですか？今度、▲▲さんが引き受けられました。そのまんま、第三者の人が管理してもええんかいな？駄目だと思ひよったんだけど、それほどちょっと確認。
事務局 議長	はい。
事務局	はい、すみません事務局。
7番	はい、失礼します。えっと、管理をとといいますか。まあ、私が聞ってる段階では経営をされるという事が一応聞いております。▲▲さんの方が経営をされるで、まあ作業委託を出すような形で管理をしてもらうというようなニュアンスであったというふうに聞いておる所でございます。以上です。
7番	田を起こせるのも、作業委託からずっとついたりまで。水田いう事だったんで、今現在そういう事になっとるんだろと思うんですけど、そういう事で作業委託いう形で通るんですね？
事務局	そうですね、えーっと、まあ話をさせてもらったのは田んぼを起こすとか、刈り取りをするとか植え付けをするとかといったものは作業委託で、通常の管理というのは▲▲さんがされるというような事は一応聞いてはおります。
7番 事務局	はい、そういう形は全面委託いう形にはならないんですね？
7番 事務局	そうですね。
7番 事務局	作業委託という形になるんですね？
7番 議長	と、いうふうに思われます。
	はい、分かりました。
	はい。
	他にございますでしょうか？ないようでしたら、採決の方に入らせて頂きたい

	と思います。この 053-32 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について今日は 1 件出とります。事務局の方説明をお願い致します。
事務局	はい、失礼します。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可について今日は 1 件です。申請番号 055-7、農地の所在は鱒渕××。登記種目畑、面積 178 ㎡。同じく鱒渕××。登記地目畑、面積 262 ㎡。有償の所有権移転です。譲渡人は□□□。譲受人は■■■■です。転用目的は、農家住宅で、申請理由は賃貸住宅が手狭になったため実家の近くの申請地に住宅を建築したいためです。所要面積は、土地造成 440 ㎡。個人住宅 91 ㎡。駐車場(カーポート)2 台分となつとります。この土地は、第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 5 条第 2 項の但し書きにより許可できるものと判断しとります。以上、1 件です。
議長	はい、えっと、では 055-7 の件に関しまして田中推進委員さん現地での調査及び聞き取りの報告をお願い致します。
推 6 番	はい、昨日服部委員さんと受け人の■■■■さんに面談をしとります。場所につきましては、261 号線の田所方面に向かい町営バス町公園の方へ入る町道永明寺線になる位置あります。まあ、先程言ってもらったように賃貸住宅が手狭になったために自宅近くに住宅と建てたいということでした。えっと、実家はこの図面を見てもらって、上の方にある*****さんがきっかけになります。町道永明寺線には、上下水道と住宅を建てられます近辺に農地はありませんので、チェックシートに照らし合わせて問題と思われます。よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、055-7 の件に関しましてご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言をお願い致します。 いかがでございましょうか？
1 1 番	はい。すみません。
議長	はい、宮本委員さん。
1 1 番	数字がですね、全部の面積が 440 という事でここを見たら、こっちのあの転用形態で土地造成と土地造成の 440 で、その上に住宅を家を建てる。あ、そうか。ほいで、カーポートを??をついで、ちょっと見たら 531 になるで思うたけど、どうせ広げるなら 440 という事ですね。はい、わし、440 の部屋を建ててるのにカーポート建てりゃ 500 以上になるが、数字が合わの造成のちょっと勘違いでした。すみません。
議長	はい。えっと、他にございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせて頂きます。055-7 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。

事務局	続きまして、議案第3号基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得について、今回は1件あります。これは、読み上げは致しませんので、それぞれ目を通して頂きまして質問の方があればよろしくお願い致します。 一つ訂正を。すみません、申し訳ございません。一つ訂正をさしてください。総会のレジュメの方で議案第3号の所まではいいのですが、議案第4号の所から、えっとすみません。一つ旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項についてという事で(経過措置、所有権、機構間契約)というものを一つ入れて頂ければと思います。それが第4号とさしてください。それから、第5号の所で農業振興地域整備計画の変更についてというふうに入れさせてもらえればと思いますので、すみません。大変、申し訳ありませんが修正をお願いを致します。
2番 議長 2番	議長。すみません。 はい。 えっと、貸付面積と今回の申請の面積が一緒なんで、今までどなたかに貸付をされとると思うんですけど、今回は新規の申請が出とるんで、前の貸付の契約は一応9月いっぱい終わるという事なんでしょうか？
事務局	はい。えー、失礼します。一応9月、今月中の所で今月借入終了という事になつとります。元の作付け、耕作者というのが利用権設定で日貫の%%%%さんの方が、水稻の方作付けのをされておられました。前の出さしてもらった日貫の葡萄のハウスの続きになりますので、そちらの方で、まだ研修ハウス、リースハウス事業いう事でやる農地の確保いうふうになつとります。
議長	他に質問ありませんか？ (意見、質問なし)
議長	ないようですので、時間ですので採決の方に入ります。05中-8の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第4号旧農業経営基盤強化促進法第18条について、これは読み上げは致しません。
事務局 議長 事務局	はい、でも説明を。 はい。 はい、失礼します。こちらの方、なんじゃろ？という事で多分皆さん思われてると思います。こちらの方ですが、島根農業振興公社、まあ農地中間管理事業を行ってる団体ではございますが、そちらの農地中間管理事業機構を使った転売になります。要するに、機構を通じて売買を行うということで、若干の全盛措置とかいったメリットがある事業でございまして、そちらの方に手上げをしていただいたという案件となっております。えーっと以前、中野の¥¥さんとう方がやられたりとかもしている事業でございます。で、こちらの方矢上の日南原周辺での農地の売買というふうになつとります。◆◆受け人で◆◆さんというのは、◆◆議員さんの息子さんで、今農業経営をされておられるという方でございますのでお伝えをしときます。以上でございます。

議長 事務局 議長	～ご覧中～ これは、3条でいうと所有権移転になるん？ そうですね、あの、その転売という事。 何か、ご意見ご質問等がございますか？ ないようでしたら、採決の方へ入らせてもらいます。05 中-9 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手の方願ひ致します。 (全員挙手)
議長 事務局	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第 5 号農業振興地域整備計画の変更について。今回 5 件の案件があります。えーっと、事務局の説明の方お願い致します。 はい、失礼します。議案第 5 号、農業振興地域整備計画の変更についてという事で農業振興地域からの除外が 5 件となっております。除外について、除外の整理番号 1 番、農地の所在は邑南町鱒渕××。登記地目田、面積 1693 m²。土地所有者は▽▽▽▽。事業計画者は▼▼▼▼です。除外する理由は、製材製品の乾燥場の整備です。農地法上の許可条項は、則第 35 条第 5 項です。農地区分は、第 1 種農地です。続きまして、整理番号 2。農地の所在は邑南町市木××。登記地目田、面積 174 m²。土地所有者は☆☆☆☆。事業計画者は★★★★です。除外する理由は、駐車場及び倉庫の整備です。農地法上の許可条項は、則第 33 条第 1 項第 4 号で、農地区分は第 1 種農地です。続きまして、整理番号 3。農地の所在は邑南町日和××。登記地目田、面積 475 m²の内 292 m²です。続きまして、同じく日和××。面積 1049 m²の内 125 m²。同じく××。登記地目田、面積 1049 m²の内 199 m²です。土地所有者は〇〇〇〇。事業計画者も〇〇〇〇です。除外する理由は、最初の××は倉庫。それから××の 125 m²の分は倉庫進入路。それから××の 199 m²は倉庫となつとります。農地法上の許可条項は、法第 4 条第 6 項。農用地区分は第 2 種農地です。それから、続きまして、整理番号 4 番。農地の所在は邑南町日和××。登記地目田、面積 1049 m²の内 170 m²。土地所有者は〇〇〇〇。事業計画者は●●●●です。除外する理由は、宅地進入路で農地法上の許可条項は、法第 4 条第 6 項です。第 2 種農地区分です。続きまして、除外整理番号が 5。農地の所在は、邑南町井原××。登記地目田、面積が 2119 m²の内 328 m²。土地所有者は△△△△。事業計画者は▲▲▲▲です。除外する理由は、農業用作業道です。農地法上の許可条項は、則第 33 条第 1 項第 4 号で、農地区分は第 1 種農地です。すみません、えっと一つ修正を。すみません。整理番号 4 の許可条項ですが、法第 4 条ではなく第 5 条でございますので、大変すみません。これは、修正をさして頂ければというふうに思います。以上です。
議長 推 6 番	はい、ありがとうございます。???説明にしてもらうように、どなたかお願いします。 整理番号 1 の件ですが、服部委員さんが今日欠席ですので田中委員さん、この件に関しまして説明をお願いします。 えっと、事業計画者の▼▼▼▼さんと昨日面談をします。場所については、先程■ ■さんの住宅を建てたいという畑の近くになります。同じ永明寺の集落に

	なります。えっと、製材製品の乾燥場として利用したいという事で、現在の状況は十数年耕作はされてはならず、現在は再生利用版穀作物としてなっとります。よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。この1の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ございませんか？ないようですので、採決の方入らせてもらいます。除外整理番号1の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、除外の整理番号2の件に関しまして、高木委員さん現地の調査及び面談の報告をお願い致します。
13番	はい、失礼します。推進委員日高さんと現地調査、及び申請者である★★さんと面談してお話を伺っております。地図をご覧頂きますと、市木町集落という集落があるんですが、そこカーブ条のようになっている所が昔のバスの通りの道なんですけども、その裏手にあたります位置になります。軽トラック一台がようやく通れるぐらいの道なんですけども、聞きますと、しばらくしばらく耕作はされていない土地でした。電柱もなかったといえますか、状況的に耕作等に認める場所ではありません。住宅裏手で、日照時間が非常に短い所にあたると思います。駐車場の方で使われるという事なんで、特に問題なかろうかと判断致しました。どうぞ、よろしくお願い致します。
議長	はい、日高推進委員さん。今日は？・・・、はい。 それでは、除外整理番号2の件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手を発言をお願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問等ございますでしょうか？ないようですので、採決の方に入りたいと思います。除外の整理番号2の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、除外整理番号3の件に関しまして、大石委員さん現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
12番	はい、えーっと、それじゃあ。整理番号3番について報告を致します。えっと、先週9月15日の金曜日に和田推進委員さんと現地に行って、〇〇〇〇さんに立ち会いを頂きまして確認をしました。場所ですが、地図、手元の地図を見て頂くと真ん中を走っている道路、県道日貫川本線で、これを左の方へ100mほど行くと元##の店舗が、今は日和\$ \$と言いますが、店舗がある所で右へずっと行きますと、旧%%%があった4差路の方にて矢上方面と川戸の方面というのが場所にあります。土地所有者の〇〇〇〇さんと、話をしましたが、あのもう平成十何年にやられた物らしくて20何年前の話ですが、お父さんの****さんが倉庫

議長 推16番 議長	を建てられて、進入路も付けられて、更に数年後の間にもう1個倉庫を建てられたという事で、一昨年でしたか亡くなりましたので、それで整理をしようという事を言われたときに、調査士さんの方から田んぼのままだよ、という事で言われて今回の申請になったというような経緯で御座います。あの、隣の他の空く土地がなくて畑もなく、その為に何か影響があるというような所で御座います。いいかなというふうに判断をさせて頂きました。よろしくご審議ください。 はい、ありがとうございます。和田推進委員さん、付け加え入れますか？ 補足御座いません。よろしくお願い致します。 はい、ありがとうございます。それでは、除外の整理番号3の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。
2番 議長 2番	はい。 はい。沖田委員さん。 えっと、ちょっと、これは事務局にも聞きたいんですけど。今の議案の面積の所で、日和××は475㎡の内の292とありますが、除外が292になるんなんでしょうか？それとも、475全部を除外される形になるんでしょうか？
事務局	はい、失礼します。これでいいますと、位置図の292㎡が除外面積となります。残りが、農地して残っておりますのでこのままという事で除外を行わないというふうなものとなったりします。
2番 事務局	えっと、分筆をされて除外されるかっこうなんですかね？ 今のところは、多分先々でそういうふうにされるという事を聞いてます。まあ、進入路でもありますし、倉庫でもある。まあ、そういった所は後ほど同時進行で今動いているというような形というふうに聞いたりします。
議長	他に、ご意見ご質問等がございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせてもらいます。除外整理番号3の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、整理番号除外4の件に関しまして大石委員さん現地での調査並びに報告をお願い致します。
12番	はい、整理番号4番の方ですが、同じ日に●●●●さんに連絡を取ろうと思いましたが、大田の方で看護師をされておるという事で、なかなか会える機会がないよという事で、申請の方は○○○○さんの方から一緒にやりましょうというふうに、にぎられた経緯のようでそれで同じ地番、あの同じ地番ですので一緒に申請を除外申請をされたというような事で聞かせて頂きました。同じく●●●●さんが家を建てられたとの数年後のようで、その時に土地を分けてもらったんですが、除外申請もしないでやられたという事でども、調査士さんから申請をしましょう、という事でこの経緯になったという事でございます。これも、先程××の方の土地の一部も除外されるようで、土地の右が田んぼでもう5畝か6畝ぐらいの田んぼが残っておりまして、それが作りがされておりました。向かいも土地

議長 推16番 議長	が、???これで影響が出るというような所がないかなと思って見させて頂きました。よろしくお願いします。 はい、ありがとうございます。和田推進委員さん、何か補足ありますか？ 特に、補足御座いません。よろしくお願い致します。 はい、ありがとうございます。それでは、除外整理番号4の件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ありませんか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。除外整理番号4の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、除外整理番号5の件に関しまして、宮本委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告をお願い致します。
11番	はい、失礼します。整理番号C-3という事で、これは9月18日月曜日に藤田推進委員さんとの事業計画案の▲▲▲▲さんと現地を確認調査を行いました。地図の方ですが、最後のページ。15ページに地図があります。場所としては、大きい道路があって宇都井の方向けて川本方面です。これで、下の方が261号線沿いにあります。それで、ここにちょっと載ってないんですけど、ここに***ですね。左側に****があります。そこちょっと行って右手の方の家で、現地もそう言ったとこの場所になります。この△△さんは、△△さんっていうのが父親で、あと▲▲さんが数年からこちらの方に住んでおられます。でまあ、農業作業道という事で、まあ、あの今まではここの田んぼ家の横と右の細かい地図を見ても、2反3反ぐらい△△さんの田んぼいうてなっとります。そこに細長い田んぼがなんで、こういったこう整備されとるんですけど、非常にあの畦畔が高いという事で、こういったおかしげなような地位が。まあ。面積が少ない、細長い田んぼになっております。まあ、現在は畑として家庭用の野菜など作られて、半分以上は荒らしておられました、荒地だという事でした。なぜこういった荒地帯かという、ここ、この間に排水路、大きな排水路があって農作業でここに行こうと思えば、下の国道にいっぺん出て、またこちらから農道に上がってここに入るような感じで、非常に、あの農機具移動中なんかも非常に困難。怪我なんか言うのはおかしいですけど。遠いという事で、ここにあの国道から入ってグルッと、ちょっとこの家の下のところに回ったような進入路、これはまあ家は普通に入れるんですけど、これに曲がってって昔ながらの小さい道路で、ちょっと乗用車はちょっとコツがないと上がれんなあいうような非常に傾斜もあってから、道路になってます。ような所で、まあ、農作業のトラクター、コンバイン特に秋の刈り取りなんかは、ここの家の前の所へ¥¥¥¥の方なんかが、あこよう入りきらんとかですね、非常にあの困難きあまってあずってやられとるんで、まあ、ここを半分、半分もないかな？少し、あの田んぼの下側、とてもあがあにはないですね。を、まあ328ほど細長く盛り土してから塗装をしないと。まあ、残りはまあ従来通り話で活用していきたいという事です。で、まあチェックシートに照らし

議長	合わしても、まあ、あの元々そう言った田んぼの作りなんで、排水等取水等問題なく処理できるようになっております。えっと、よろしくお願い致します。 はい、ありがとうございました。 藤田推進委員さん、何か付け加える事がありますか？
推14番 議長	宮本委員の説明通りです。審議の方よろしくお願い致します。 はい、ありがとうございました。えっと、それでは整理番号5の件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 (意見質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。整理番号、除外整理番号5に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、報告第1号農地法第3条の3の規定による相続等の届出について、えっと、これは議案ではないので、採決は致しませんが質問等がございましたら挙手にて発言してください。 ～ご覧中～
議長	ありませんですね。ないようですので、議題の方は以上で終わりました。。。 (その他) (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、10月23日(月)13:30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印